⑶　履行期限　契約締結日翌日から平成31年７月31日（予定）
（１次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の工事費算定図に係る積算業務を除く全ての業務の完了　契約締結日翌日から平成31年３月29日（予定）

2　申請の時期　平成29年11月17日（金）から平成29年12月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成29年12月14日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、平成29年11月17日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー13Ｆ　電話03―5323―0469）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日官報（政府調達第185号）公示）５の⑴から⑵までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。

①　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。

②　当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。

③　当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④　暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑤　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥　元請として受注し、平成19年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ及び業務Ⅱの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。

業務Ⅰ　高さ60ｍを超え、かつ住戸数200戸以上又は共同住宅部分に係わる床面積が20,000㎡以上を有する建築物の建築設計及び設備設計業務（上記の条件を満たせば、他用途との複合建築物も可とする。）（「共同住宅」とは、平成21年国土交通省告示十五号（以下、告示十五号という）別添二第六号とする。）（「共同住宅部分に係わる床面積」とは、共同住宅部分に係わる専用部、共用部の床面積をいう。）

業務Ⅱ　市街地再開発事業に係る建築設計業務　（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第１号に定める事業をいう。）

⑵　業務形態

①　構成員の業務分担が、業務の内容により、愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16.7.1付34―14）の別紙に示された「愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」によるものであること。設計共同体協定書は３⑴の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は「愛宕山周辺地区（Ｆ・Ｇ地区）再開発施設建築物基本設計等業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成29年11月17日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

平成30年度から平成32年度まで、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「当グループ」という。）の広報・宣伝活動に関する業務（以下「広告関連業務」という。）の委託案件に係る資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年11月17日
日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長　長門　正貢
日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長　横山　邦男
株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役社長　池田　憲人
株式会社かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長　植平　光彦

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13

1　申請が必要となる役務
広告関連業務

2　申請の時期
平成29年11月17日から平成29年12月８日15時までの間、受け付けます。

3　申請の方法

⑴　申請書類等の入手方法　申請書類等は、下記⑵の場所において、申請をしようとする方に随時交付します。
また、当社ホームページからのダウンロードも可能です。
https://www.japanpost.jp/procurement/
（申請書類）
・説明会参加申込書
・機密情報の取扱いに関する確約書

⑵　申請書類の提出方法及び提出期限　申請書類に必要事項を記入の上、次の場所に持参若しくは郵送してください。
（提出先）〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵政株式会社経営企画部門広報部広告・宣伝・商標管理担当
（提出期限）平成29年12月８日15時（郵送の場合は必着）

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　日本語

4　申請をすることができない者
次の事項に該当する者は、申請することができません。

⑴　広告関連業務が実施できる広告代理店等でない者

⑵　当グループから取引停止を通知され、その停止期間中の者